# 免税軽油使用者の皆様へ

## ◎免税制度について

軽油引取税の課税が免除されるのは,法令に定められた事業とその用途により限定されています。 事前に所要の手続を取り,免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けてください。また,報告義務が定められ ています。

## ◎申請の手続等

- 1 免税軽油使用者証の交付申請
  - (1) 申請に必要な書類
  - 免税軽油使用者証交付申請書

(添付書類)ア 住所(所在地)及び氏名(名称)を確認できるもの

(住民票, 法人の登記簿謄本の写し等)

- イ 機械の所有,使用等の証明書(販売証明書又は売買契約書の写し等)
- ウ 機械のカタログ等 (エンジンの性能及び燃料タンク容量等が判るもの)
- エ 機械の写真(前後左右各1枚及び船舶はエンジン)
- オ その他その事業を行う者である証明

(例)農業:耕作証明書(農業委員会交付)

漁業:動力漁船登録票(写), 船舶検査証書(写), 船舶検査手帳(写) 鉱物(採石,砂利を含む):知事の許可書等

- ② 免税軽油使用者証交付申請書添付明細書
- ③ 誓約書
- ④ 免税軽油使用者に係る注意事項
- (注意事項) ・「鉱さいバラス製造」及び「産業廃棄物処分業」については、法人税申告書(写)、出資関係図等の提出を求めることがあります。
  - 「産業廃棄物処分業」については、処分及び処理施設設置に係る許可証(写)の提出を求めることがあります。
  - ・使用者証の注意事項をよく読んで必ず守ってください。
  - ・使用者証の有効期間は、3年以内(令和9年3月31日まで)です。
  - ・使用者証に記載された事項に変更が生じた場合は、速やかに使用者証の書換申請をしてください。 (免税軽油使用者証書換申請書)
  - ・マリンレジャー等に使われる自家用船舶(いわゆる「プレジャーボート」)は,令和7年3月31日までです。
- (2) 免税軽油使用者証交付手数料

交付、更新、再交付、書換えの申請1件につき500円の手数料を収入証紙にて納付してください。

- 2 免税証の交付申請
  - (1) 申請に必要な書類
  - ① 免税証交付申請書
  - ② 免税証交付申請書添付明細書

(添付書類) 既に免税証の交付を受けている方は次の書類が必要です。

ア 免税機械使用実績内訳書集計表及び免税機械使用実績内訳書

- ・交付申請月の前月分までを提出してください。
- ・ただし、交付申請時までに当月分の使用実績がわかる報告書等を提出されて いる場合は、改めて提出の必要はありません。
- イ 免税証返納書(未使用の免税証を返納してください。)
- ③ 免税軽油使用者証

(注意事項)・免税証は、有効期間内に免税軽油の引取りの都度引換えに販売業者に提出してください。 (有効期間後の引換えは無効となります。)

- ・免税証の交付申請の手続きを取らずに購入した軽油については、課税免除の対象になりません。 必ず事前に申請してください。
- ・免税証に記載する販売業者は自由に選べますが、記載された後は原則として変更することはできません。
- ・免税証に記載された数量の軽油を免税証と引換えに免税価格で購入することができます。
- ・免税軽油は、他の課税軽油と明確に区分しておいてください。
- ・マリンレジャー等に使われる自家用船舶(いわゆる「プレジャーボート」)は、令和7年3月31日までです。
- (2) 免税証の有効期間

有効期間は、6か月以内を基準に交付します。

ただし、次の場合は、1年以内を基準に交付します。

① 農業、漁業又は林業を営む者で免税証の年間交付数量が10KL以下の者。

- ② 国、地方公共団体その他これに準ずるもの。
- ③ 免税軽油使用者の営む業務の特殊性等により毎月の報告が困難であると知事が認める者。
- (3) 免税証の種類

1L券, 5L券, 10L券, 18L券, 20L券, 50L券, 100L券, 200L券, 500L券, 1000L券, 5000L券, 10000L券の12種類

- 3 その他の手続等
  - (1) 使用者証及び免税証の返納

次の場合は、速やかに免税証等の返納手続を行ってください。

- ① 事業の廃止等により免税機械を使用しなくなったとき(使用者証及び未使用免税証の返納)
- ② 使用者証の有効期間が経過したとき(使用者証及び未使用免税証の返納)
- ③ 免税証の有効期間が経過したとき(未使用免税証の返納)
- (2) 使用者証または免税証を紛失した場合の手続

免税証等を紛失した場合は、直ちに次の書類を添えて届け出てください。

・紛失の事実を証する書類(併せて免税証の種類、番号、紛失年月日を記入)

# ◎報告書の提出等

1 報告書の提出

免税証の交付を受けられた方は、免税軽油の使用状況等について期限までに報告することが義務づけられています。

- (1)提出すべき報告書類
- ① 免税軽油の引取り等に係る報告書
- ② 免税機械使用実績内訳書集計表
- ③ 免税機械使用実績内訳書
- ④ 納品書等

(納品書が提出できない場合は、免税軽油の引渡しを受けた販売業者から「免税軽油の引取りの事実を証明する書類(免税軽油引渡証明書)」の発行を受け、添付してください。)

(注意事項)・報告書は、免税軽油の使用者が作成し提出するものです。

共同申請の場合は、代表者等が代わって作成し、あるいは取りまとめて提出しても差し支えありませんが、その場合であっても、報告書の作成及び提出に関する一切の事項についての責任はそれぞれの免税軽油使用者が負うことになります。

- ・その期間に免税軽油の引取り、使用の事実が全くない場合にも、ない旨の報告をしなければなりません。 (報告書の「引取りの事実」「使用の事実」欄の「無」に〇をして提出)
- ・免税軽油を他人に譲渡したり又は免税用途以外に使用した場合には、譲渡又は使用した日から30日以内にその数量及び税額を申告し、その税額を納付しなければなりません。
- ・免税機械使用実績内訳書は、免税機械ごとに作成してください。
- ・免税証及び免税軽油は受払を厳正にして、いつでもその使用状況を明らかにしておいてください。
- ・作業日誌等は各機械ごとに記載しておいてください。

#### (2)提出期限

報告書は、毎月分を翌月末までに提出してください。

なお、免税証の年間交付数量が少量の場合等については、特例が設けられています。

区 分	提 出 期 限
	年間交付数量10KL以下 年間交付数量10KL超
農業・漁業・林業	1年分を翌月末まで 毎月分を翌月末まで
そ の 他	6ヶ月分を翌月末まで 毎月分を翌月末まで
国・地方公共団体その他準ずるもの	1 年分を翌月末まで

### ◎免税軽油使用者に関する罰則

- 1 偽りその他不正の手段により免税証の交付を受けて、免税軽油の引取りをした者。
- 2 免税証を他人に譲り渡したり又は,他人から譲り受けた者。
- 3 免税証を譲り受け免税軽油の引取りを行った者。
- 4 承認を受けないで、免税軽油を譲り渡したり又は譲り受けた者。
- 5 報告書を提出せず又は虚偽の記載をした報告書を提出した者。
- ※ 詳しくは,最寄りの地域振興局等へお問い合わせください。

なお、職員が免税機械の確認調査、帳簿調査及び軽油等の見本採取のためにお伺いしたときは、御協力ください。

